

第442回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開催日時	令和3年8月27日 金曜日 8時58分～12時55分					
開催場所	金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室					
出席委員	公益代表委員	栗田真人	木村 弘	高見俊也	中村雅代	
	労働者代表委員	大塚佳代	黒谷治夫	小水康史	徳本喜彰	南 芳雄
	使用者代表委員	尾崎良一	眞田昌則	敷波利子	橋本政人	深見正裕
	欠席委員	本間 学				
	事務局	吉田労働局長 田沼労働基準部長 川崎賃金室長 春日賃金指導官 春名賃金調査員 西宮監督課調査員				
議題	<p>(1) 石川県最低賃金の改正決定に対する異議申出について</p> <p>(2) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について</p> <p>(3) その他</p> <p>① 本年度の特定最低賃金の改正審議日程について</p> <p>② 資料説明</p>					
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> • 別紙のとおり 					

令和3年度 第442回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和3年8月27日（金）

8時58分～12時55分

金沢駅西合同庁舎 別館2階共用第2会議室

【高見会長】

おはようございます。

ちょっと早いですが、皆さんおそろいでございますので、第442回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。

審議会の成立状況報告をお願いいたします。

【事務局】指導官

本日は、公益代表の本間委員から欠席のご連絡をいただいております。現在、15名中14名のご出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定員数、委員の3分の2以上または公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっておりますが、傍聴希望者はありませんでした。

【高見会長】

それでは、議事に入ります前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益側は私、高見が行います。労働者側は小水委員、使用者側は橋本委員をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

まずは、8月11日の答申に対する異議の申出の審議を行います。

異議の申出につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】室長

昨日が異議の締切日となっておりました。先ほど時間内の郵便物も確認してきております。結論から言いますと、異議の申出はございませんでした。従いまして、石川県最低賃金の改正決定につきましては、8月11日に高見会長から答申をいただき、同日付で異議申出の公示を行いました。昨日8月26日の締切日までに異議申出がなかったことをご報告いたします。

なお、資料に全国の状況をつけてございますので、5ページをご覧ください。

さい。これは令和3年度の全国の賃金の決定状況になります。ざっと概略だけご説明いたします。

今年度の最低賃金改正につきましては、4県がプラス1円での答申、2県がプラス2円での答申、また1県がプラス4円という形で答申をされておられます。

次に、全国の全会一致の県を見ますと3県、埼玉局、茨城局、私どもの石川局となっておりますが、第6条第5項の適用になっているのは石川局のみとなっております。それがこの資料から確認できるかと思えます。

【高見会長】

ただいまの件はよろしいでしょうか。

それでは、当審議会の8月11日の答申どおり、事務局は改正決定手続を進めていただきたいと思います。

【事務局】労働局長

皆様、おはようございます。

改正審議につきましては、異議もなしということでございました。高見会長をはじめといたしまして各委員の皆様方には、本年度の石川地方最低賃金の改正につきまして、長時間にわたり慎重かつ熱心にご審議いただきましたことに感謝申し上げます。

その結果、去る8月11日に、石川県の場合、今年で7年連続ということでございますけれども、全会一致での改正決定の結審となりました。また、先ほどございましたように、異議申出なしということでございました。最低賃金につきましては、労使の意見が一致するということで、強制権を行使する上での説得力が補強されるということで、本当に全会一致の意義は大きいというふうに考えております。

労使双方の委員の皆さんにおきましては、それぞれお立場が違つ中で、全会一致に向けたご協力をいただきましたこと、また、高見会長をはじめ公益の委員の先生方には、今回の結論の全会一致に向けての調整をいただきましたことにつきまして、改めて感謝申し上げます。

今回、コロナ禍という厳しい状況の中でございましたけれども、先ほど紹介ございましたように、他県ではほとんど全会一致というのはございませんで、3県のみという形になっております。本省幹部からも委員の皆さんの御尽力に深く感謝したいという話でございまして、併せてお伝えしたいと思えます。

また、全会一致の結論につきましては、制度全体といたしましても、情

報共有されていると思いますし、本当にありがとうございました。

石川労働局といたしましては、この改正の額につきまして、10月7日発効に向けまして、引き続き改正決定の手続を進めていきたいと思っております。

今回はかなりの引上げ幅になっておりますので、労働者、事業主をはじめといたします県民の皆様への周知を図っていきたく思っておりますし、履行確保につきましては、必要な指導を行ってまいりたいと思っております。

特に、861円の額が官報に掲載されます9月7日から実際の改正発効日でございます10月7日までを石川県最低賃金周知強化期間という形にさせていただきますまして、集中的に周知活動を労働局、また管内の各労働基準監督署、ハローワーク一体となりまして展開していきたく思っております。

また、業務改善助成金につきましても、活用の促進を図っていきたく考えておりますので、この点につきましては、ぜひ労使の皆さんも広報にもご協力をいただければ大変ありがたいと思っております。

最後になりますけれども、全会一致での答申を重く受け止めまして、周知、また履行確保に向けて取り組んでまいりたいと考えています。皆様方の引き続きのご努力を賜りますようよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

【高見会長】

ただいま局長からご挨拶をいただきまして、全会一致の意義は大きいということでした。今、全会一致に至る過程で、労使それぞれ真摯に議論いただきまして、答申の方にも書いてございますが、中小・小規模事業者の支援拡充、下請取引の適正化、こういった要望につきましても、ぜひ実現されるよう働きかけをお願いしたいと思います。

それでは、これで石川県最低賃金の改正審議は全て終了となりますので、最低賃金審議会令第6条第7項の規定によりまして、石川県最低賃金専門部会を廃止いたします。

続きまして、議題2に入りたく思います。

特定最低賃金の改正決定を求める申出書の審査結果につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】指導官

ご説明いたします。

特定最低賃金の改正決定を求める申出書につきまして、審査の結果を簡単にご報告させていただきます。

提出のありました5件の申出書を審査いたしました結果、いずれもそれぞれ疎明資料等の必要書類が添付されており、申出の要件を満たしていたということを確認いたしましたので、報告いたします。

その内容につきまして、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。本日お配りの資料の6ページから28ページにかけて、それぞれ特定最賃ごとに申出代表者から提出されました申出書の頭紙、疎明資料の抜粋、審査結果表をおつけしております。

まず、資料の6、7、8、9ページまでの石川県綿紡績等最低賃金についてご説明いたします。資料の6ページが申出書の頭紙で、7ページから8ページまでが疎明資料を抜粋したもの、9ページが事務局側で作成いたしました審査結果表となっております。

資料の6ページに戻っていただきまして、本件の申出者はU Aゼンセン石川県支部長となっております。今回の資料にはおつけいたしませんでしたが、申出者には各労働組合から最低賃金の改正決定の申出に係る事項一切を委託するとの委任状が添付されておりました。本件の申出者が適切であることを確認しております。

次に、本件の改正申出の理由ですが、資料6ページの申出書、記の4にございますとおり、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数がおおむね3分の1以上に達していることとしており、労働協約ケースによるものとなっております。

ご承知かと思いますが、労働協約ケースの場合における要件ですが、同種の基幹的労働者のおおむね3分1以上が最低賃金額に関する定めを含む1つの労働協約の適用を受ける、または実質的に同じ定めを含む複数の労働協約の適用を受ける場合とされております。以降、この要件のことを3分の1要件というふうに省略させていただきます。

まず、同種の基幹的労働者ですが、申出書の記の1にありますとおり、申出では2,783名となっております。これにつきましては、お配りの資料9ページの審査結果表の上段にございます適用を受ける基幹的労働者の範囲と、中段の審査結果の交わるところの欄をご覧ください。こちらにつきましては、直近の経済センサスの数値を基に当該産業における労働者数(2,878名)から、最低賃金に関する基礎調査において推計される適用除外される人数(95名)を差し引いた2,783名が基幹的労働者の数となる

ものですが、この数は申出の数と一致しておりました。このことから、同種の基幹的労働者申出書の記の1のとおり、2,783名となることを確認いたしました。

次に、労働協約の適用を受ける労働者数ですが、資料の6ページに戻っていただきまして、申出書の記の4(2)にありますとおり、申出では1,068名となっております。その内訳ですが、お隣の資料7ページに疎明資料として、合意を得た労働組合ごとの人数を取りまとめたものをおつけしております。今回の資料にはおつけしておりませんが、申出書には、各労働組合から最低賃金に関する労働協約の写しも添付されておりました。

これらにつきまして、再度、資料9ページ、審査結果表をご覧ください。上段右側に、労働者に関する要件として、基幹的労働者数と、左側、審査結果の交わる欄をご覧ください。労働協約の適用を受ける労働者数を確認したところ、合計で1,068名であり、この数は申出の数と一致しておりました。このことから、労働協約の適用を受ける労働者の数は、申出書の記の4(2)のとおり、1,068名になることを確認いたしました。

次に、改正の申出の要件を満たしているかについてですが、再度、資料6ページに戻っていただきまして、申出書の記の4(3)のとおり、申出では合意率は38.4%となっております。これにつきましては、再度、資料9ページ、審査結果表の下段、新産別最賃運用(要旨)の欄をご覧ください。同種の基幹的労働者が2,783名の3分の1が928名であるところ、労働協約の適用を受ける労働者の数の合計は、全体の39.38%、1,068名であり、3分の1要件を満たしているものと確認いたしました。

以上が石川県綿紡績等最低賃金に関する審査結果のご説明でした。

ちなみにですが、本日お配りした資料10ページから13ページをご覧ください。10ページから13ページにつきましては、実は、同じ申出者が石川県綿紡績等特定最低賃金について、資料の一部を差し替えたいと提出してきた申出書の頭紙、疎明資料を抜粋したもの、事務局で作成いたしました審査結果表となっております。疎明資料と内容を審査いたしましたところ、先ほどの3分の1の要件は満たしていることを確認いたしました。しかしながら、疎明資料等の提出期限につきましては、厚生労働省の手引で7月末までをめぐとされており、本年3月、同申出者から改正の申出の意向表明に関する書類の提出があった際にも、7月末をめぐに必要な書類を添付し申出を行うと記載されていたところ、今回の差し替え資料は期日が過ぎて提出されたものでした。このため、事務局といたしましては、先に

提出される申出書、今回の資料でいいますと6ページから8ページまでを正式な申出書として採用させていただくことにいたします。

あと、紡績と同じく、労働協約のケースとして、改正の申出を行われたものとしては、資料18ページから20ページまでの自動車等製造業、資料21ページから24ページまでの電子部品等製造業、資料25ページから28ページまでの百貨店、総合スーパーがございます。それぞれ紡績と同様に、申出書の頭紙、疎明資料の抜粋、審査結果表をつけてございます。それぞれ疎明資料と内容を審査いたしましたところ、いずれも疎明資料等に問題はなく、3分の1要件を満たしておりましたことをご報告申し上げ、詳細な説明は省略させていただきます。

次に、資料14ページをご覧ください。資料の14ページは、石川県金属素形材等製造業最低賃金の改正に関する申出書です。こちらの申出書の記の4にございますとおり、改正の理由は、賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点からとしており、本件は公正競争ケースによるものとなっております。

公正競争ケースによる場合における要件ですが、同種の基幹的労働者のおおむね3分の1以上の合意による場合とされております。こちらにつきましても3分の1要件と省略させていただきます。

これにつきまして、資料17ページの審査結果表下段、新産業別最賃の(要旨)の欄をご確認ください。申出者から提出された疎明資料と内容を審査いたしましたところ、同種の基幹的労働者24,200名の3分の1が8,067名であるところ、決議等により合意を得た労働者の数の合計が合計の43.92%、10,628人であり、3分の1要件を満たしていることを確認いたしました。

また、あわせて、事業の公正競争を確保するという観点に関しては、資料16ページにおつけしました疎明資料のとおり、決議を行った各労働組合それぞれ平均的な基本賃金が記載されておりますが、2020年10月時点の賃金実態として最高額のA労働組合、月額で305,639円、最低額のH労働組合は月額236,389円となっておりまして、月額で69,250円の格差があるということが確認できます。

以上が、石川県金属素形材等製造業最低賃金の改正申出に関する審査結果の説明でした。

【高見会長】

ただいまの報告につきましてご質問等はおありでしょうか。

- 【橋本委員】 いいですか。
- 【高見会長】 どうぞ。
- 【橋本委員】 必要性の有無についてという、有り無しについてここで今発言してもいいということですか。
- 【高見会長】 必要性の有無につきましては、手続的には、この後、諮問を受けてからということになりますね。手続的には。
- 【橋本委員】 じゃ、待ちます。
- 【高見会長】 今、現段階につきましては、ただいまの報告に関する質問等についてお願いしたいと思います。
- 労働者側の皆さん、よろしいでしょうか。
- 使用者側の皆さん、よろしいですか。
- 公益の皆さんもよろしいでしょうか。
- 質問はないようでございます。
- ただいまの報告では申出要件が具備されているということでございましたので、改正の必要性の有無につきまして、事務局から諮問をお願いいたします。
- 【事務局】 室長 資料の 29 ページに諮問文の写しをおつけしております。読み上げさせていただきます。
- 石労発 0827 第 1 号 令和 3 年 8 月 27 日
- 石川地方最低賃金審議会会長、高見俊也殿
- 石川労働局長、吉田研一
- 石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、下記の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。
- 記以下については省略させていただきます。

(諮問文手交)

【高見会長】 ただいま諮問をお受けいたしました。写しは先ほどののでよろしいでしょうか。

【事務局】室長 はい、写しは 29 ページにおつけしておりますので、再度ご確認いただければ。

【高見会長】 ご確認いただけましたでしょうか。
それでは、諮問を受けましたので、5 件の特定最低賃金改正の必要性の有無につきましてご意見を伺いたいと思います。
まず、労働者側委員の皆さん、いかがでしょうか。

【小水委員】 今回、特定最低賃金の審議ということで、5 件の業種、産業別について申出の提出をさせていただきました。いずれも基準を満たしているもの、さらには最低賃金、地賃の方の金額も上回る金額ということでございますので、ぜひ審議の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

【高見会長】 その他の労働者側の皆さん、よろしいでしょうか。
そうしましたら、使用者側の皆さん、いかがでしょうか。

【橋本委員】 よろしいですか。

【高見会長】 どうぞ。

【橋本委員】 それでは、今回申出がございました、最初にごございました綿紡績についてでございます。この繊維関係については、過去にずっと審議をしてきて、何年か前に地域最賃とほぼ変わらない状況になってきていたので、すぐには廃止せずに、当時の労働者委員の方々とも十分審議をして、それも多分これでいいというその期間をさらに延長して審議をいたしました。当時、それでもういいだろうというのは労働者側も使用者側も公益も全てが納得されて、審議はもう必要なしということで、中止と申ひますか、この特定

最賃の審議会を開催しないという形で現在に至っています。

私が言うまでもないんですけど、東京は既に地域最賃 1 本で特定最賃はございません。それと、特定最賃と地域の最低賃金の上げ幅というか、上昇させる金額を見ていると、ほとんど地域の金額を超えない範囲の中で特定最賃は決定していると。というのは、将来的には地域最賃 1 本にしていこうという思いがこの審議の中に結果として表れているかなと思っています。

それで、なぜ繊維は過去に特定最賃の業種として認められて審議をしていたかといいますと、これは簡単な話で。昨日、私ちょっとネットで調べて。経産省の富山支局ってあるのはご存じですか。あそこは北陸 3 県の電気とガスの専門の経産省の出先機関なんだけど、3 県の製造品出荷額というそんなものを調べて出しとる。製造品出荷額というのは、業種の規模がほぼ指標で分かるようなものでございまして、かつて繊維というのは 3 割を占めとった。この指標を見とると、1965 年当時は、繊維産業というのはその業種の中でトップで、3 割を占めていて、まさに基幹産業やったんですよ。

そんな基幹産業は当然ながら特定の業種として認められて、最低賃金を審議しようということで審議をされてきたということなんですけど、じゃ、今、当時 3 割だったものが 2018 年でどれだけになっているかということと 5.4%なんです。石川県だけを見ると、製造品出荷額というのは 3 兆 1,000 億円ほどあるんですよ。そして、繊維産業は幾らかということ、2,000 億円ぐらいになっているんです。繊維産業というのは私はそんなプロじゃないので分かりませんが、コスト的なものが非常に業種の繁栄を左右するのかもしれない。だから人件費の安いところへ業種ごとそのものが移動して、国内に残っているのはどちらかということと付加価値の高い部分、他の国ではできないようなものが残っているのではないかなと思います。

そうしていくと、そういう付加価値を高める部分がもう少し業務として拡大されていくようになれば、今の 2,000 億円の製造品出荷額が、例えば 2,200 億円、2,500 億円といくかもしれません。だから、私らとしては、じゃ、元の 3 割に戻ったら俎上にのせて賃金を皆さんと審議しましょうではなくて、せめて今 2,000 億円である製造品出荷額が 1 割、2 割伸びてきたよと、拡大されてきたよと、これも少しずつある程度拡大して、賃金の審議も必要じゃないですかという話であれば、私どもは、これはするしかないか検討していかなければならないかなと思います。今現時点ではそうで

はないのではないかなというのが1つです。

それと、これは事務局の方に。最低賃金のことなのであらゆることを想定して事務作業をされていらっしゃると思うんです。仮に、最低賃金を上げたら影響率はどうなるかと。今の場合ですと、28円上げていますので861円プラス1円になるので、862円の賃金、今の特定最賃のこの業種ですわね。ここに俎上に上っている賃金が最低862円になるんですから、上げたときにどこの業種にどう影響するかという資料を、突然言って申し訳ないけど、役所のことですからいろいろなことを想定されているので、もしあるようでしたらそんなものを出していただけるとありがたいなと思います。

もう一つ、一度廃止した最低賃金の業種を復活させて審議しているという都道府県があるのかどうか。それがあるとして、じゃ、どういう理由でそれを復活させて審議しているのかと。それも突然の話なので分からないかもしれませんが、もし何かあれば教えていただくと参考になるかなと思います。

【高見会長】 ただいまのご意見、影響に関する資料、それから、石川県は廃止していませんけど。

【橋本委員】 中断。

【高見会長】 中断したところが審議に復活した例があるかどうかということですか。

【橋本委員】 はい。

【高見会長】 その点につきまして、事務局、いかがでしょうか。

【事務局】 室長 まず、影響率の関係につきましては、私の手持ち資料ということで、事務室のほうに一応原本というか、そういうものがございますので、印刷する時間を5分ほどいただければ皆様にお示しはできます。当然、説明はさしあげたいと思います。復活については今、その間、調べさせていただきます。

【高見会長】 じゃ、用意してください。

今、資料等を用意する間に、その他の使用者側の皆さん、ご意見、ご質

問はいかがですか。

資料が出るまで待っていただけますでしょうか。

(資料準備中)

【事務局】室長 すみません、1点分かりました。これは令和2年度の便覧なんです。百貨店、総合スーパーで、福井局が過去に平成30年12月24日に改正してございます。金額は810円です。それで昨年度、令和2年12月24日に福井局は30円上げまして840円に改正しております。福井局のこの百貨店というのが一度廃止じゃないですけど中止の状態になったやつが、新たに審議必要ということで改正になりました。そういう事例が1件ございます。ただ、今週の火曜日に私が連絡を取りまして確認したところ、福井局は、今回は特賃は全て改正なしというご審議になったと聞いております。ですから、橋本委員がおっしゃるように、新たに復活したのは福井の百貨店、総合スーパーの1つなんですけれども、ただ、今年は審議をしないという要件になっております。

【橋本委員】 それは単純に、要は、合意しなかったから審議をしないという。

【事務局】室長 と聞いております。

【橋本委員】 それもちょっとあれやな。

【事務局】室長 詳細については、すみません、私どもはそういう状況だということで聞いておりますので。

すみません、影響率については今もう少しお時間いただければ説明いたします。

【高見会長】 その福井の百貨店、総合スーパーが、すみません、もう一度、平成30年に止まったということですか。

【事務局】室長 そうです、平成30年12月24日に改正が終わって、令和元年が中止の状況になっておりまして、昨年、令和2年で改正の必要性がありということで審議をされたと伺っております。

- 【高見会長】 ということは1年止まったということですか。
- 【事務局】室長 そういうことです。
- 【高見会長】 1年止まって、去年復活したけど今年また止まったということですか。
- 【事務局】室長 そうですね、結論的には。いろんなことがあったんですけど、令和3年度時点では。
- 【高見会長】 そういうことだそうです。
- 【事務局】室長 すみません、そしたら、今、その間に、最賃法の第16条のお話だけさせていただきたいと思います。読み上げますので、お聞きいただければと思います。
- 最賃法の第16条という条項がございまして、中ほど以降なんですけど、「改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない」となっております。ちょっと難しいんですが、私ども石川県の特定最賃を上回る必要がありますよということがこの第16条に示されております。
- 【高見会長】 今の地域別最低賃金を上回るものでなければならないという第16条の項文の規定なんですけど、これの意味するところは、要するに、上回らないと賃金として始めることはできないということを行っているんでしょうか。その辺をもう一回確認したいと思います。
- 【事務局】基準部長 簡単に言うと、来年が今度861円になるわけですよ。そうすると、それを上回らなきゃいけないという法律になっているわけですから、必ず862円にしなければ意味がないわけですよ。そうすると、当然、862円にするために必要性の審議をさせていただいているのであって、861円以下で、例えば上がったから審議したとか、そういうのは意味がないですから、そういうふうな諮問は、当然あり得ないと理解しています。

【高見会長】 それは、つまり、諮問自体が 861 円以下を想定した諮問じゃないということですか。

【事務局】 基準部長 法律違反になってしまいますので。そうですね。861 円以下でできないと書いてあるわけですから、必ず 862 円にしなければいけないので、そんな諮問あり得ないですね。

【高見会長】 諮問文にはそういうふうに明示はしてないですけど、要するに、この第 16 条に基づくと、諮問そのものが、今回の場合でいきますと 862 円以上ということのを当然想定した諮問という理解でよろしいですか。ということは、これを開いて、議論して、じゃ、必要性ありというふうに労使双方合意された場合、審議が始まりました、結果的にやっぱりこの厳しい情勢で、コロナの感染者が増えてきたし、やっぱり上げられませんかということになった時はどうなるんでしょうか。

【事務局】 基準部長 そうすると、そのままになりますから、当然、法律違反の 860 円の特定最低賃金って作れないわけですね。だから、それはあり得ないわけですね。別に 850 円でもいいわけですけど、あり得ないので、したがって、自動的にそんな特定最低賃金ってできませんので、861 円の地賃がただ適用されるだけ。そういう議論も何かおかしい議論になるので、それを答申としても受け取れないです。おかしくなっちゃうので。

【橋本委員】 この申出書からいくと、法定最低賃金額に、繊維は 782 円ってその中止になった時点の金額が書いてあるけど、これは地域の最賃が 833 円なのに、それを全然書かんとおかしなる。ここの申出書の繊維の最低賃金額が、審議された最終年度の 782 円って書いてある。これ、今、法定最低賃金額って書いてあるけど、これはどういうことなんや。この業種は何年時点でこうなって、今の最低賃金幾らって書いておかんと勘違いする。

【事務局】 室長 書きます。

【橋本委員】 それと、仮に、これを再開して審議したら、862 円になったら 80 円アップになるんか。

【事務局】室長 そうなりますね。

【橋本委員】 それも何かおかしいわな。

【事務局】室長 一応、先ほど私が一方的に読み上げました最賃法ではそういうふうになってございます。地賃を上回るということで。

事務局の不手際で申し訳ございません。お手元に資料を配付させていただいております。そしたら、説明を始めさせていただきます。改めましてなんですけれども、まず1ページ目をご覧ください。

第16条の、先ほどお話ししたように、アンダーラインを引いてございます。改めて読み上げます。「改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない」となっております。まずこれが大前提でございます。そして次に、そこで、この条文を基にしますと、仮に本年10月7月に改正される石川県最低賃金額861円を1円でも上回った場合、862円の影響率または未満率についての今年の6月に私ども石川労働局が調査しました基礎調査の結果の集計でどうなっているかということの説明させていただきます。

それでは、4ページ目の下から3つ目の862円のところをご覧ください。これは紡績の関係の集計になります。左から順番に紡績の影響率がありますけれども、これは全体で16.1%になります。次に、4.6%の1人から9人の影響率になります。次に、10人から29人の影響率が30.8%になります。最後に、11.8%が30人から99人に対する影響率になります。

次に、金属関係の集計の説明をさせていただきます。6ページをご覧ください。上から、この計とかは省いていただいて、4つ目の862円の欄をご確認ください。左から順に、こちらは862円の未満率ということになります。全体で1.5%、1人から9人で2.2%、10人から29人で2.2%、30人から99人で0.8%となります。

続きまして、機械、自動車の関係の集計になります。9ページをご覧ください。これも先ほどと同じで計は省いていただいて、4つ目の862円、こちらまた未満率になります。全体で0.8%、1人から9人についてはデータはございません。10人から29人が1.9%、30人から99人が0.3%となります。

次に、電機製造関係の集計になります。12 ページ目をご覧ください。上から4つ目になります。862 円、こちらの全体で 7.9%、1 人から9人で 16.4%、10 人から 29 人で 8.1%、30 人から 99 人で 6.6%。電機はこの未満率は非常に高くなっております。私どもで確認をしました。特定の事業場のお名前とかはこの場でお話できないんですが、回収しました調査書を見ましたら特賃を下回っておる事業場がございまして、ある程度規模がございまして、それで数値が高くなっているのではないかなと私どもは推測しております。

最後、百貨店、総合スーパー、15 ページをご覧ください。上から4つ目になります。全体で 0.2%、こちらの規模は大きいので、1 人から9人、10 人から 29 人はございません。30 人から 99 人で 2.2%が未満率となっております。

以上、簡単ですが、配付資料の説明とさせていただきます。

【高見会長】 橋本委員、よろしいですか。

【橋本委員】 説明を受けて、やっぱり影響率そのものが繊維産業は大きいなというデータということを再確認し、以上から、必要はないのではないかとということをし添えて。

【高見会長】 紡績については必要はないと。

【橋本委員】 はい、紡績についてだけですが。

【高見会長】 その他の産業については、必要性ありということでよろしいですか。

【橋本委員】 必要性ありでよろしいかと。

【高見会長】 その他、使用者側の皆さん、よろしいですか。

【尾崎委員】 すみません。

【高見会長】 どうぞ。

【尾崎委員】 専門の方には入っていないんですけども、確かに今、いろいろお聞きしますと、行政のほうからの申出書の 782 円というのがありますが、862 円、80 円という金額ですととてもじゃない、これは現実的に 831 円ということなんでしょうね、この申出書の理由の（1）は。

【橋本委員】 833 円。

【尾崎委員】 833 円ということなんでしょうね。ということは、今、基本的に、最賃は 861 で、862 円という 1 円プラスになるということでの審議になるわけですね。もっとも今回、私どもいろいろ労働者のほうにご協力いただいて、全会一致という形にさせていただきましたけれども、この 1 円ということで議論するのは今はどうかということなので、非常に地域最賃に近づいているということであれば、休止というか、延期というか、廃止というのも当面の間という言葉で、しばらくこういう状況で、労働者側のいろんな事情もあるでしょうから、全く審議の対象から外すんじゃないかと、当面の間はこういう状況で審議をいわゆる中止してということの方がお互いに両者の関係から適当なんかなと。今、廃止、審議はなしというのが正しいというか主張されていますが、労働者側の方の立場もあるので、当面の間という言葉はあれなんですけど、当面の間って大体ずっと当面の間なので、しばらくはこの状況で、どっちかというかお互いの立場があるんじゃないかなとはちょっと思ったんですが、橋本さんの今のはちょっと。

【橋本委員】 私の意思が伝わっていないようなので、ちょっと補足説明すると、今、尾崎委員がおっしゃったとおりで、廃止ではなくて、将来的にその産業そのものはまた拡大していく可能性もありますので、それは中止という言葉でいいかね、このまま保留していくと、そういう時期が来たら復活して。また議論をした上で復活する可能性もあるということではよろしいかと思えます。

したがって、今回の必要性についてはなしでお願いしますということですよ。

【高見会長】 今回はないということですね。

【橋本委員】 はい。

【高見会長】 どうぞ、黒谷委員。

【黒谷委員】 今の意見ですと、中止を続けた中での様子を見たらどうかというご意見というふうに承ります。現実を見るとそうなのかなと思うんですけども、私は、この特賃の委員に6年前から入れさせていただいている中で、やはり労働局としても、アンケートを取る中で、取締りができる力を持つとこういう正直な回答が出ないという認識の中で説明を受けたように覚えております。なので、逆に言ったら、特賃の協議が止まっているから地賃を下回ってもいいみたいな感じで、こういう影響率で出てしまっているこの現状をやはり何とかしていかなくてはいけないんじゃないかなというのを今強く感じました。その辺についても、ここでは論議にならないかもしれませんが、そういう問題意識を持って、特賃についてもどうしたら解消できるのか、どうしたらそういう低い賃金で働く人を少しずつなくしていけるかというところについても、やはりこれは私たちの使命じゃないかなと感じましたので、一言、思いとして伝えさせていただきたいと思えます。

【高見会長】 ごめんなさい、特賃が止まっているから、地賃を下回ってもいいという。

【黒谷委員】 要するに、地賃を下回った数字がいっぱいあるじゃないですか。

【高見会長】 はいはい、あっ、そういうことですか。

【黒谷委員】 そういうことです。

【高見会長】 そういう現状を改めていくことを考えるべきじゃないかと。

【黒谷委員】 そうです。

【高見会長】 その辺、事務局いかがでしょうか。いろいろ指導されていると思うんですけど、現状はいかがですか。

【事務局】 基準部長 なかなか何とも言いようのない。黒谷委員の説明をちょっと簡単にかいつまんで言うと、特定最低賃金が地賃にのみ込まれてしまったけれども、

その結果、地賃さえ守ればいいということになるので、賃金水準が下がってってしまうんじゃないかと、多分そういう考え方だと理解しています。一理あるとは思いますが。ただこれは、監督官の感覚から言うと、ひどい経営者というのはそもそも地賃が幾らだろうが守りません。私たちが相手している人たちというのはそんな人たちです。そんなもんです。なので、そもそも論として、とても残念なことなのですが、その一番最低の地賃ですら守らない会社が残念ながらまだあります。おっかないので統計はちゃんと答えているというのは我々も重々承知しておいて、だから統計の会社というのは名前を出さないというふうにはしておるんですけど、いまだに申告で最賃以下という会社があります。なので、現場の監督官の感覚では、多分もう特定云々ではなく、そもそもこの一番低いところですら守らない人が多いというレベルです。

あと、これは個人的な見解を言わせていただくと、会社さんにもいろんな会社さんがございます。社長のベンツを買うためにそういうことをやってらっしゃる方も中にはおります。でも、大半の会社は、実はぎりぎりまで経営している会社さんの方が多いです。あのお金は払いたいけれども払えんと。そういう生産性の問題、今、繊維の話が出てきましたが、生産性が全然ないなと思ったら、もうどこでも取引先がすぐにでもベトナムの会社に行ってしまうたり、アフリカの会社に行ってしまうたりという中でぎりぎり生産している中で、今の賃金では残念ながら人が来てくれないので、実習生を抱えつつ、なんとかやっているという会社の方が実は大半かなという印象を持っております。

なので、ここから先ほどの個人的な見解ですが、やっぱり生産性を上げるためにどう努力するかということが大事かなというふうに思っていて、おっしゃることは一理あります。確かに特定最賃を下げることによって、地賃以下の会社が発生するんじゃないかというのは、その可能性はゼロではないんですけども、どっちかというところでも守らないというか、守れないというか、というような、本当に中小弱小というか、そんな印象を個人的には持っています。これは私が10年以上前の現場にいた経験なので、若い監督官はもうちょっと違う印象を持っているかもしれませんが、そんな印象です。

【高見会長】

そういう現状をぜひ改善していただきたいなと思っております。
黒谷委員、どうぞ。

【黒谷委員】

先ほどの資料説明の中で、一般機械のところでも、要するに賃金格差があるからということで、公正競争ケースということで申請させていただいているんですけども、やはりこれは物づくりということで、前回の地賃の時にもお話ししたとおり、これは確かに地方でできる話じゃなくて、中央のほうで法律をどうしていくか、ルールをどうしていくかという公正取引の問題に結局絡んでいくんだろうなと感じています。ここでどうこうというんじゃなくて、そういう思いを強く持ったということと、現場の声も今聞かせていただいたので、なかなか難しいんですけども、せっかくこういう審議の場があるので、お互いに知恵が出せればいいなと感じたということでもあります。

【高見会長】

今の公正取引というお話、下請とかそういう関連でしょうか。その辺も黒谷委員から何回も主張をいただいております。使用者側の皆さんもその辺はよく認識だと思しますので、また新たに議論を深めていただきたいと思えます。

その他、労働者側の皆さんいかがですか。

【小水委員】

1つだけ付け加えさせてください。

【高見会長】

はい、どうぞ。

【小水委員】

先ほど来の橋本委員のご説明は十分我々も理解しているところであります。ただ、今、黒谷委員からも申し上げさせていただきましたけれども、今、この表を見る限りでは、833円で、もう既に8%という数字が積み上がっていますので、これが862円になっても実質8%ぐらいなんですよね。数字の面で示しているのが2けたの16%とかになっているので、実質の数字はこうでしょうが、その数字の大きさだけでは判断できないんじゃないかなという部分もありますので、少し今後のことも踏まえながら、またご検討いただけたらと思います。よろしくお願いします。

【高見会長】

今のお話は紡績の話？

【小水委員】

そうです、はい。

【高見会長】 この影響率。

【小水委員】 はい。

【高見会長】 今回の点、使用者側の皆さん、いかがですか。

そうしましたら、紡績につきましては、ちょっと見解は現状では分かれているかなと思いますので、一旦休憩を挟みまして、審議を進めさせていただきたいなと思います。一旦休憩させていただいてよろしいですか。そしたら控室への案内をお願いいたします。

【事務局】 指導官 本日、同じフロアの2階に広い控室をご用意できなくて申し訳ないんですけれども、労働者側の控室は7階5Aの会議室、使用者側の控室は7階5Bの会議室、お隣同士になりますので、よろしく申し上げます。事務局の職員が御案内させていただきます。よろしく申し上げます。

(公労・公使折衝)

【高見会長】 大変長らくお待たせしました。審議会を再開致します。

労使双方からご意見をお伺いしました。機械、自動車、それから電機、百貨店につきましては特定最低賃金改正の必要性ありということで労使双方一致していると思っております。ただし、紡績につきましては全会一致に至っていないと認識しております。労使双方の話を伺っておりますと、現状でいきますと地域別石川県最低賃金833円が今時点では適用されていますけど、法律それから制度上紡績の特定最低賃金の審議を始める場合は29円以上上げなくてはいけないとなると思いますが、29円という大幅な引き上げ、まあ大幅かどうかは別として、それだけの引き上げをするということになりますとはたして今の業界の事情、それから経済情勢を考えますとそこまでに至っているかどうかとの点で、見解が一致しないと。したがってこの特定最低賃金の仕組み上労使合意の元で始めるということでもありますので、今までの議論を見ていると紡績に関しては必要性が認められないとの結論にならざるをえないと認識をしているところであります。したがって公益としましては、機械、自動車、電機、百貨店につきまして

は必要性ありということになります。その一方で、紡績につきましては、必要性ありという結論には達していないとみているところでございます。

この点につきましてご意見いかがでしょうか。労働者側のみなさんいかがでしょうか。

【小水委員】

お時間頂戴いたしましてありがとうございます。

我々としては申出をさせていただき主張させていただいたところであり、公益側の方からご説明あったとおりでございますが、我々としては審議にいたらないということに関しましては、致し方ないと受け止め方をさせていただきたいと思えます。ただし少し申し上げさせていただきたいところでいうと、やはり紡績繊維のところでは先ほど影響率の表をいただきましたけれども、やはり今の 833 円以下の事業所が存在しているという部分についてはやはり是正をしていくべきではないかと思っております。実は連合石川の方で労働相談を受けていた際に、繊維は 782 円やと経営者が言っているという声が 2 件ほど受けたことがあります。そういった部分でも地賃が最低賃金だということの周知も含めるということもお願いしたいと思えます。それと今回審議に至らないということではありますが、また来年引き続き審議をお願いをしていくこととなると思えますが、この審議の必要性については別の機会で結構でございますので、労使お話しさせていただける機会を設けさせていただけると非常にありがたいと思っておりますのでまたよろしくお願ひしたいと思っております。

【高見会長】

労働者側の皆さん、他よろしいですか。

使用者側の皆さんよろしいですか。

【橋本委員】

特に意見はございません。

【高見会長】

はい、わかりました。

労働者側の小水委員よりお話ございましたが、確かに 833 円以下の存在というのはこれはいかななものかなと思えます。もし小水委員が言われるように 782 円でいいんじゃないかと受け止めがあるとすればこれはちょっと改善すべきかなと思っているところでございます。この点につきまして事務局の方はいかがでしょうか。

【事務局】 基準部長 ご指摘ありがとうございます。

今ちようどお配りさせていただいた最低賃金のリーフレットなんですけれども見ていただくと、〇のところに書いてってどちらか高い方の賃金をやりますというところで5番目に782円の紡績が入っているような形になっています。確かによく見ればなんの問題もないというか地賃より払わなきゃいけないということがわかると思うんですけども見にくいというふうに言われれば確かにそのとおりかなと思います。これがもう少し、どこかに782円と書かなきゃいけないんでしょうけど、注意書きまたは基本そっちなんですというのをもう少し目立つような形で周知させていただきたいと思います。それから、未満の話についてですが、これは全産業であることでするので当然お話をさせていただいて、問題があるところについてはきちんと臨検監督をさせていただくことはお約束させていただきます。例年やっております。例年そういった違反はでてくるので当然それはやっていくという形はとらせていただきます。後にご相談いただきました事業所につきましては情報提供いただければそういうところにつきましては、すみやかにというか時期を見ながら、臨検監督いたしますので情報をいただければ大変ありがたいと思います。何分監督官の人数より事業所が多いものですからどうしても全部の臨検監督になかなか行けないというのがあるものですから情報いただければ対処したいと思います。

【高見会長】 労働者側の皆さん、今の説明でよろしいですか。

【小水委員】 はい。

【高見会長】 はい、ではぜひそのように改善していただきたいと思います。

それから、必要性ありなしの在り方について労使双方で話し合いというご提案がございました。これにつきましても使用者側の皆さんいかがでしょうか。

【橋本委員】 事務局側にお任せします。

【高見会長】 そうしましても公益側としてもそういう話し合いの場があればと思っておりますので、事務局と協議しましてどのような方法でいつごろからやるのかということを検討しまして、具体的にさせていただきたいと思います。

それでは、他にご意見よろしいでしょうか。

それではまとめさせていただきます。

まず紡績につきましては、特定最低賃金改正の必要性ありという結論には達しえなかったということでもあります。それから機械、自動車、電機、百貨店につきましては、特定最低賃金改正の必要性ありということで答申いたしたいと思っております。よろしくお願ひします。それでは事務局の方で答申の文案配布して読み上げをお願い致します。

(答申文案を配付)

【事務局】指導官

答申文案を読み上げさせていただきます。

令和3年8月27日

石川労働局長、吉田研一殿

石川地方最低賃金審議会、会長高見俊也

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年8月27日付け石労発0827第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記、1、2、3、4については省略させていただきます。

2枚目の答申文です。

同じく、令和3年8月27日

石川労働局長、吉田研一殿

石川地方最低賃金審議会、会長高見俊也

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年8月27日付け石労発0827第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することについて全会一致に至らず、必要と認めるとの結論に達しなかったので答申する。

記

1 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、網、漁網、網地製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第2号）

- 【高見会長】 ただ今の答申文案でよろしいですか。
- 【各委員】 異議なし。
- 【高見会長】 それでは、了承を得ましたので、このとおり労働局長に答申することといたします。
- 【事務局】室長 ただいま、4件の特定最低賃金の改正につきまして、必要性ありとの答申をいただきましたので、4件の特定最低賃金の改正について、一括して諮問させていただきます。
- お手元に届きましたでしょうか。
- 読み上げさせていただきます。
- 石労発 0827 第 2 号、令和 3 年 8 月 27 日
- 石川地方最低賃金審議会、会長高見俊也殿
- 石川労働局長、吉田研一
- 石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
- 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定について、貴会の意見を求める。
- 記以下、読み上げは省略させていただきます。
- 【高見会長】 ただいまの諮問につきまして、ご質問等おありでしたらご発言お願いします。労働者側の皆さんよろしいですか。使用者側の皆さんよろしいですか。
- それでは特にないようですのでこの 4 件の特定最低賃金につきましてはそれぞれ専門部会を設置して審議していくことといたします。
- なお、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定されています。専門部会で全会一致の結論が得られた場合には、これを適用したいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 【各委員】 異議なし。
- 【高見会長】 異議なしとのことですので、各専門部会で全会一致の結論が得

られた場合には、「最低賃金審議会令第6条第5項」を適用することといたします。

また、機械・自動車関係の2つの専門部会につきましては、従来、合同専門部会方式で審議を進めてきました。今年も、合同専門部会方式で審議を進めていくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】 異議なし。

【高見会長】 異議なしということなので、機械・自動車関係の2つの専門部会につきまして、合同専門部会方式で審議を進めていきます。

それでは、専門部会の設置につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 指導官 専門部会は、公労使それぞれ3名以内の同数をもって組織することとなっております。

なお、公益委員の互選による専門部会の部会委員については、資料30ページ、令和3年度石川地方最低賃金審議会専門部会担当一覧（案）をつけさせていただいております。

労使代表の専門部会委員につきましては、労使とも当該産業に関係のある者2名を入れることとされており、本日付けで推薦公示を行い、委員推薦の締切日は9月10日金曜日といたしますので、よろしく願いいたします。

参考として昨年度の特定最低賃金専門部会委員名簿を資料31ページにお付けしております。ご確認ください。

特定最低賃金の答申に係る審議会の開催日ですが、32ページから34ページ、令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表をお付けしております。33ページをご覧くださいまして、一番右側の日付が発効日になるんですけれども、発効日を12月31日金曜日といたしますと、本審の答申は11月1日月曜日までに、異議申し立ての審議を11月19日金曜日までに行う必要があります。

専門部会委員が決定された後に、9月中旬からの予定で日程調整させていただきますのでよろしく願いいたします。

【高見会長】 ただ今、事務局から日程について提案がありましたが、よろしいでしょうか。

それでは、この日程で進めたいと思います。

その他、本日提出されている資料について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 室長

時間押しておりますので簡単に説明させていただきます。

今回ご審議いただきました資料の他に別冊 1 各種経済指標を 1 から 4 までお付けしております。北陸 3 県の経済指標になります。今後の審議の参考にさせていただければと思います。

【高見会長】

ただ今の資料説明について、ご質問等はおありではないでしょうか。

労働者側の皆さんよろしいでしょうか。

使用者側の皆さんよろしいでしょうか。

他に何かございませうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事次第はすべて終了しますが、事務局から連絡事項があればをお願いします。

【事務局】 指導官

次回の本審議会は、各専門部会の日程調整後、改めて調整させていただきます。改めてご案内させていただきます。

なお、すべての特定最低賃金専門部会の決議が全会一致で行われた場合には、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用により、開催されませんので、その際は各委員にご連絡させていただきます。

【高見会長】

はい、よろしいでしょうか。

ないようでしたら、本日は終了といたしたいと思います。

本日も長時間に渡り熱心に議論いただきまして、本当にありがとうございました。引き続きよろしく願い申し上げます。